(1)	専ら指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。
(2)	障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
(3)	二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。
(4)	指定障害児相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定特定障害児支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
(5)	（略）
(6)	（略）
(7)	算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。
ロ	特定事業所加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ	専ら指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をいう。ニにおいて同じ。）を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。ニにおいて同じ。）を修了した相談支援専門員を一名以上配置していること。
ロ	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
ハ	二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
ニ	指定障害児相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
ホ	（略）
ヘ	（略）
	（新設）

(1)	イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
(2)	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。
(3)	指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
ハ	特定事業所加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)	イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
(2)	ロの(3)の基準に適合すること。
(3)	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
ニ	特定事業所加算(IV) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)	イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
(2)	ロの(3)の基準に適合すること。
(3)	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

（新設）

（新設）